

18 請願 第 10 号	簡易裁判所調停センターについての請願
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 18 年 9 月 15 日受理、平成 18 年 10 月 3 日付託
請願者	東京都新宿区東五軒町 _____ _____
紹介議員	小野 きみ子

(要 旨)

- 1 調停委員会（特に民間選出調停委員）の調停力の強化・向上について
- 2 調停制度の改訂について

上記 2 項につきまして関係所管に、次の理由の内容による要望書を提出していただくことをお願いいたします。

(理 由)

- 1 調停委員会（特に民間選出調停委員）の調停力の強化・向上について

簡易裁判所調停センターが真に市民の頼れる身近なセンターになるには単に利便性のみではなく申し立てトラブルの調停の成否にあり、それを左右するのが調停委員会であると考えます。

現在、都内簡易裁判所の調停委員は約 800 名で、東京簡裁への年間申し立て件数が約 3 万件（平成 17 年）80%以上の調停成立とのことで一見高い実績のように思われますが、申立や成立件数の内容が公表されていません。金銭や第三者が介在する比較的手続きの取り易いトラブルは調停が成立し易いのかもかもしれませんが、最も難しいとされる常識や道理が根底にある近隣関係、特に生活騒音トラブルはマンション問題御三家の筆頭にも挙げられ弁護士の方々さえも様に難しい問題として避けがちです。

しかしながら、区の人口約 30 万人の内 18 万 5 千人の共同住宅住人（国勢調査）がいる中で、ひいては深刻な事態につながりかねない生活騒音による悪化した生活環境に悩み苦しんでいる人達が非常に多い現状があります。

平成 18 年 6 月 24 日（土）の朝日新聞（be 版）でも特集されていますが回答者の 7 割の人が生活騒音を条例で規制することに賛成です。

このことからみても 23 区マンション全体に潜在する問題ととらえていいと考えます。国や自治体が提唱する安全・安心・快適な生活環境は、建物等のハード面より心・精神の平安が原点です。

侵された生活環境の改善に助力していただくために調停委員会（簡易裁判所）に以下の

事項を要望していただきたくお願いいたします。

- (1) 担当する委員のトラブルに対する適・不適の是正、調停力の平均化を図るために、委員自身の資質の上にさらに、傾聴、洞察、問題の理解共有化、困窮者への視点、説諭、公正な判断力、時事問題等のブラッシュアップ研修を随時行う。
- (2) 常識や道理が根底の難しい問題には、上記の資質が深くうかがえる委員によるチームで担当する。
- (3) 委員自身がトラブルに関する相談、質問等のできる専門家のサポーターを設置する。
- (4) 委員各人とセンター単位の、申立内容別の調停の成否の実績を取りセンター単位の実績は広く市民に公表する。
委員各人の実績は任期の再任可否の基礎データとして固定化を避け、また優れた実績（申立内容別）は特筆する。
- (5) 各委員の力量、資質、得意領域を把握してグループ化し、申立内容の専門的振り分けを行い効率化を図る。
- (6) 市民相談センターとして今最も求められる、公衆モラルの回復、公序良俗を守る訓導ができる人材の発掘、育成を急務とする。

2 調停制度の改訂について

- (1) 調停期日の指定日の変更は可能とするが、欠席は認めない事とする。
相手方が欠席するとただ単に不調となり、申立者には訴訟か断念の厳しい選択肢となり、相手方の逃げきり勝ちになる場合がある。この不公正の是正のために期日の変更までとする。
- (2) 調停が不成立に終わり訴訟になる場合、申立者、相手方双方のどちらかでも申出のあった場合、調停経過記録を裁判所に付帯できる事とする。
申立者、相手方双方にとって民事トラブルを最初から訴訟に持ち込んだか調停の段階を経たかはその後の裁判に影響をもたらすものと考えられる。